



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年9月6日金曜日 第2502号

◇ 目 次 ◇

障害者就業・生活支援センターの変更.....	(労政雇用課雇用対策室) ...	673
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	(経営支援課) ...	673
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	673
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	674
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	674
介護員養成研修事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	674
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	674

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	674
えひめ電子入札共同システム構築委託業務.....	(土木管理課技術企画室) ...	674

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1005号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターから次のとおり事務所の所在地の変更の届出があった。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

1 名称及び住所並びに事務所の所在地

名 称	住 所	事務所の所在地	
		変更前	変更後
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	八幡浜市五反田1番耕地106番地	西予市宇和町卯之町5丁目234番地

2 変更年月日

平成25年8月1日

○愛媛県告示第1006号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1 外	予測地点A'、B'、C'、D'において防音壁を設置するなど、騒音の規制基準を遵守できるよう対策を講じられたい。	生活環境保持の見地からの意見はなし。
セブンスター三津店	松山市会津町7番1 外	予測地点B'、E'において防音壁を設置するなど、騒音の規制基準を遵守できるよう対策を講じられたい。	生活環境保持の見地からの意見はなし。

○愛媛県告示第1007号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

- 喜多郡内子町白杵1183の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1008号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路計画）
- 2 作業期間 平成25年9月6日から
10月31日まで
- 3 作業地域 伊予郡松前町の一部

○愛媛県告示第1009号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画公園の変更に

○愛媛県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1829番2地先から 同町下須戒甲1837番18まで	平成25年9月7日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年8月21日	特定非営利活動法人 職業開発訓練センター	重松三徳	松山市鹿峰202番地3	本法人は、雇用情勢の大変革を迎え、労働市場において職業開発訓練により、人材力を高め、就業機会の増大推進、また再就職支援事業を通して、個人と職業（仕事）のマッチングをはかり、生涯を通じたキャリア開発に関連する教育、相談、振興、研究活動を今後雇用拡大の期待される新規成長分野の雇用創出事業を通して若年者、中高年者の専門体制サポートを行うことにより、自立就業の向上、社会教育の推進、雇用創出により、地域社会への貢献することを目的とする。

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
えひめ電子入札共同システム構築委託業務
 - (2) 業務内容
えひめ電子入札共同システム構築委託業務公募型プロポーザ

に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1010号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年9月6日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
愛媛県立川之石高等学校	愛媛県八幡浜市保内町 川之石1-112	介護職員初任者研修課程	平成25年 8月26日

係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年9月6日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名

介護員養成研修事業者の所在地又は住所

研修の課程

指 定
年 月 日

愛媛県立川之石高等学校

愛媛県八幡浜市保内町
川之石1-112

介護職員初任者研修課程

平成25年
8月26日

係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年9月6日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名

介護員養成研修事業者の所在地又は住所

研修の課程

指 定
年 月 日

愛媛県立川之石高等学校

愛媛県八幡浜市保内町
川之石1-112

介護職員初任者研修課程

平成25年
8月26日

係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月6日

愛媛県知事 中村時広

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年9月6日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名

介護員養成研修事業者の所在地又は住所

研修の課程

指 定
年 月 日

愛媛県立川之石高等学校

愛媛県八幡浜市保内町
川之石1-112

介護職員初任者研修課程

平成25年
8月26日

当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための項目

ア 配置予定技術者の資格及び1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 参加表明書の提出者の1で示した業務と同種又は類似の業務の実績、ISO、ISMS及びプライバシーマークの認証の取得状況並びに電子入札コアシステム開発コンソーシアムへの入会の有無及び会員の種類

(3) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 配置予定技術者の資格及び実績

配置予定技術者の資格及び1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 提出者の業務実績、取得資格等

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績、ISO、ISMS及びプライバシーマークの認証の取得状況並びに電子入札コアシステム開発コンソーシアムへの入会の有無及び会員の種類

ウ 業務計画

1で示した業務に関する理解度、開発スケジュールの妥当性並びに品質管理及び進捗管理の妥当性

エ システムの開発方針

採用するコアシステム、システムの機能及び他のシステムとの連携の実現性、システムの性能、拡張性、操作性及び利便性、データの移行方法の実現性並びに研修内容の有効性

オ システムの運用方針及び保守方針

危機管理対応の妥当性、システムの運用及び保守並びにヘルプデスクの作業内容の妥当性、コアシステム及びクライアントOS等のバージョンアップへの対応の柔軟性及び経済性、サービスレベルの実現性、サーバを設置する施設の信頼性及び安全性、業務継続計画の妥当性並びにバックアップの有効性

カ コスト

システムの構築及び5年間の運営のコスト並びに共同利用する市町の数が増加する場合のコストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室システム管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2649

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成25年9月6日（金）から17日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成25年9月17日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成25年10月17日（木）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室システム管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2649

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Development of the Ehime Electronic Bidding System, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 17 September 2013

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 17 October 2013

(3) For further inquiries relating to the proposal, please

contact: System Administration Section, Technology and Planning Office, Public Works Administration Division, Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2649